

令和 8 年度版

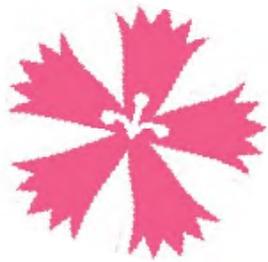
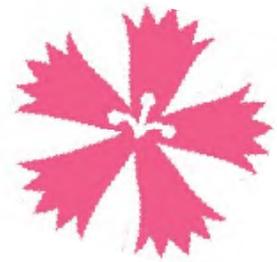
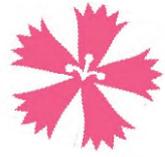
( 2 0 2 6 年度 )

# 高齢者のための ガイドブック



## 平塚市





# 福祉用具のレンタル・販売



手すりの取り付けなどの

**住宅改修**もお気軽にお問い合わせください



コノハナ

**コノハナ株式会社**

お気軽にお問い合わせください



0463-20-8527

〒254-0054 平塚市中里19-3

主役はご利用者様。←

住み慣れた地域やご家庭で…その方らしい療養生活が送れるように、寄り添い、一緒に考えていきます。←  
スタッフ一同、心を込めてご支援致します。←



医療法人財団・倉田会←

**しんど訪問看護ステーション**←

平塚市東真土 4-4-29 ☎ 0463-53-1980 ←

・ ・ ・ http://www.shindo-kango.com ←

広告内容については、掲載している事業者へ直接お問合せください。  
平塚市が広告内容を保証するものではありません。

本誌に掲載されている情報は、令和8年(2026年)4月1日現在のものです。  
最新の情報は平塚市ウェブサイトをご覧ください。担当部署にお問合せください。

# 目次

<b>相談窓口</b>	1
1 平塚市高齢者よろず相談センター(地域包括支援センター)	1
2 民生委員児童委員【福祉総務課】	3
3 平塚市消費生活センター	3
4 健康相談【保険年金課】	3
5 町内福祉村【福祉総務課】	3
<b>地域で取り組む健康チャレンジ</b>	5
1 健康長寿チャレンジひらつか【地域包括ケア推進課・保険年金課】	5
1.1 健康教室(健康チャレンジ普及啓発事業)【保険年金課】	5
1.2 ゴム体操 DVD 等の貸し出し【保険年金課】	5
1.3 ひらつか元気応援ポイント【地域包括ケア推進課】	6
1.4 フレイル対策(フレイル対策推進事業)【保険年金課】	6
2 疾病の予防	8
2.1 健康診査【保険年金課】	8
2.2 予防接種【健康課】	9
3 生きがいづくり	10
3.1 ゆめクラブ湘南平塚(平塚市老人クラブ連合会)【高齢福祉課】	10
3.2 シニア学級【各公民館】	11
3.3 平塚市生きがい事業団	11
<b>医療・認知症</b>	12
1 高齢者の医療制度	12
1.1 国民健康保険【保険年金課】	12
1.2 後期高齢者医療制度【保険年金課】	13
2 医療と介護の連携	13
2.1 ひらつか安心ファイル【地域包括ケア推進課】	13
3 認知症高齢者支援	14
3.1 認知症サポーター養成講座【高齢福祉課】	14
3.2 平塚認知症ケアガイド【高齢福祉課】	14
<b>家族介護者支援</b>	15
1 紙おむつの支給(家族介護用品支給事業)【高齢福祉課】	15
2 家族介護教室【高齢福祉課】	16
3 家族介護リフレッシュ事業【高齢福祉課】	16
4 家族介護者支援短期入所事業【高齢福祉課】	16
5 障害者控除対象者認定書の発行【高齢福祉課】	17

安心で快適な暮らしのために	18
1 見守りサービス	18
1.1 お話し見守りケータイ【高齢福祉課】	18
1.2 在宅時緊急通報システム【高齢福祉課】	19
1.3 認知症等行方不明SOS平塚【高齢福祉課】	20
1.4 ひらつかあんしんカード【高齢福祉課】	20
1.5 地域の見守り活動【高齢福祉課】	21
1.6 避難行動要支援者支援制度【災害対策課】	22
2 生活支援サービス	23
2.1 軽作業代行【高齢福祉課】	23
2.2 通院介助【高齢福祉課】	23
2.3 訪問理容・美容サービス【高齢福祉課】	24
2.4 ふとん乾燥・丸洗い【高齢福祉課】	24
2.5 生活管理指導短期宿泊【高齢福祉課】	25
2.6 福祉有償運送【福祉総務課】	26
3 その他の支援	27
3.1 敬老祝品の贈呈【高齢福祉課】	27
3.2 成年後見制度	27
3.3 法人後見事業【社会福祉協議会】	28
3.4 日常生活自立支援事業【社会福祉協議会】	29
3.5 外国籍高齢者福祉給付金【高齢福祉課】	29
3.6 水道料金・公共下水道使用料等の減免制度	30
3.7 不動産担保型生活資金(リバースモーゲージ)【社会福祉協議会】	31
3.8 建物の耐震性向上促進事業【建築指導課】	31
4 その他の支援(施設)	32
4.1 福祉会館(老人福祉センター)	32
4.2 余熱利用施設(リフレッシュプラザ平塚)	33
4.3 市内の公民館一覧	34
高齢者向け施設・住まい	35
1 特別養護老人ホーム(介護老人福祉施設)	35
2 老人保健施設(介護老人保健施設)	36
3 軽費老人ホーム	36
4 有料老人ホーム	37
5 サービス付き高齢者向け住宅	39
6 養護老人ホーム	40
7 高齢者の住まい探し相談会	40
介護保険サービスの利用	41

# 相談窓口

## 1 平塚市高齢者よろず相談センター(地域包括支援センター)

平塚市高齢者よろず相談センターでは、保健師・看護師や社会福祉士、主任ケアマネジャー等が在宅の高齢者や介護をしている方からの保健・福祉・介護に関する総合的な相談をお受けしています。また、在宅生活等に関するご相談を受け、必要に応じて介護予防や生活支援のサービス等の調整を行います。

皆様のより身近なところで相談をお受けできるよう、現在市内に13箇所設置していますので、まずはお住まいの地区の高齢者よろず相談センターまでお電話でお気軽にご相談ください。

名称・連絡先	担当地区
<b>あさひきた</b> (住所)根坂間218-7 (電話)30-3611(FAX)30-3622	<旭北> 日向岡・根坂間・纏 公所・河内・徳延
<b>あさひみなみ</b> (住所)高村203-13-104(高村団地内) (電話)31-4932(FAX)31-4954	<旭南> 出縄・万田・高根 山下・高村
<b>おおすみ</b> (住所)岡崎6130 (電話)51-6433(FAX)51-6435	<城島>大島・小鍋島・下島・城所 <岡崎>岡崎・ふじみ野
<b>倉田会</b> (住所)東真土4-4-31 (電話)53-1930(FAX)53-1925	<四之宮>四之宮 <八幡>東八幡・西八幡 <真土>東真土・西真土
<b>ごてん</b> (住所)南原3-5-14 (電話)31-6957(FAX)34-9276	<中原> 御殿・中原1丁目・2丁目・3丁目20 番～26番 <南原> 南原
<b>サンレジデンス湘南</b> (住所)田村2-11-5 (電話)54-7009(FAX)54-7026	<田村>田村 <大神>吉際・大神 <横内>横内

名称・連絡先	担当地区
<p><b>とよだ</b></p> <p>(住所)南豊田85-1 (電話)36-2501(FAX)36-6151</p>	<p>&lt;金田&gt; 寺田縄・入野・長持 飯島・中原下宿 &lt;豊田&gt; 豊田平等寺・南豊田・東豊田 豊田打間木・豊田小嶺・豊田宮下 豊田本郷・北豊田</p>
<p><b>ひらつかにし</b></p> <p><span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">金目窓口</span> <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">土沢窓口</span></p> <p>(住所)南金目880-103号室 (住所)土屋2198-7 (電話)59-5544 (電話)73-5848 (FAX)73-5998 (FAX)58-6918</p>	<p>&lt;金目&gt; 広川・千須谷・片岡 南金目・北金目・ 真田 &lt;土沢&gt; 土屋・上吉沢・下吉沢・めぐみが丘</p>
<p><b>富士白苑</b></p> <p>(住所)唐ヶ原1 (電話)61-5050(FAX)61-2210</p>	<p>&lt;なでしこ&gt; 唐ヶ原・撫子原・黒部丘10～30番 花水台・虹ヶ浜13～24番 &lt;花水&gt; 桃浜町・龍城ヶ丘・八重咲町・松風町・ 黒部丘1～9番・袖ヶ浜 虹ヶ浜1～12番・堇平</p>
<p><b>ふじみ</b></p> <p>(住所)中里11-17SSビル1階 (電話)30-5010(FAX)30-5011</p>	<p>&lt;富士見&gt; 桜ヶ丘・上平塚・平塚 達上ヶ丘・諏訪町・富士見町 豊原町・中里</p>
<p><b>まつがおか</b></p> <p>(住所)東中原2-2-59 (電話)35-4465(FAX)35-8865</p>	<p>&lt;松が丘&gt; 東中原・新町・大原 中原3丁目1番～19番</p>
<p><b>みなと</b></p> <p>(住所)夕陽ヶ丘55-14 (電話)73-5422(FAX)73-5423</p>	<p>&lt;港&gt; 高浜台・夕陽ヶ丘 千石河岸・札場町 幸町・代官町・久領堤</p>
<p><b>ゆりのき</b></p> <p>(住所)立野町31-20(平塚栗原ホーム内) (電話)33-2334(FAX)35-6038</p>	<p>&lt;崇善&gt; 立野町・見附町・錦町・宝町・浅間町 紅谷町・明石町・宮松町・追分・宮の前 &lt;松原&gt; 老松町・八千代町・天沼・堤町・中堂 榎木町・馬入本町・馬入・長瀬・須賀</p>

## 2 民生委員児童委員【福祉総務課】

内容	日ごろから担当地区内の高齢者や障がい者などの生活状態を気にかけて、助言や援助を行います。
相談方法	民生委員児童委員ごとに受持区域がありますので、ご自身の担当の民生委員児童委員についてはお問合せください。
問合せ	福祉総務課 地域福祉担当 21 - 9848

## 3 平塚市消費生活センター

内容	商品やサービスを購入した際に不満を持ったり、被害にあったりした方からの相談を専門の消費生活相談員がお受けします。相談は無料です。秘密は厳守いたします。
受付時間	月曜日～金曜日(年末・年始、祝日を除く) 午前9時30分～午後4時
問合せ	平塚市消費生活センター 21 - 7530

## 4 健康相談【保険年金課】

内容	保健師、管理栄養士、歯科衛生士、理学療法士などが、フレイル(高齢になって心身の活力が低下した状態)などについて個別面談(予約制)や電話で相談をお受けいたします。
日時	月曜日～金曜日(年末・年始・祝日を除く)9:00～17:00 個別面談による健康相談については、申し込み後に日程調整をさせていただきます。
問合せ	保険年金課 資格給付担当 72 - 7266

## 5 町内福祉村【福祉総務課】

内容	町内福祉村にはコーディネーターが配置されており、地域住民の方々から相談を受けて、ちょっとした生活上のお手伝いをする「身近な生活支援」をボランティアが行っています。また、活動拠点では誰もが気軽に集える「ふれあい交流活動」として茶話会などを開催しています。
対象者	地域の方

地区名	住所	窓口開設日時	電話
松原地区町内福祉村	天沼 7-8 (市役所松原分庁舎内)	月・火・木・金 12:30~16:30	 24-1223
花水地区町内福祉村	桃浜町 13-1	月・火・木・金 10:00~15:00	 21-3401
港地区町内福祉村	夕陽ヶ丘 66-1 (港ベイサイドホール内)	月・水・木・金 12:30~16:30	 23-9836
金田地区町内福祉村 「いちごの会」	入野 104-2	月・火・水・木・金 10:00~15:00	 35-4670
岡崎地区町内福祉村 「おかざき鈴の里」	岡崎 5928	月・火・水・木・金 10:00~15:00	 58-8789
松が丘地区町内福祉村 「みんなの広場」	東中原 2-5-15 (市営東中原住宅敷地内)	月・火・水・金・土 (第5土曜日は閉館) 10:00~15:00	 33-5005
城島地区町内福祉村 「城島ふれあいの里」	小鍋島 621-1 (市役所城島分庁舎内)	月・火・水・木・金 10:00~15:00	 53-1822
大神地区町内福祉村 「大神よりきの郷」	大神 4-20-8 (余熱利用施設リフレッシュプラザ平塚内)	火・水・木・金 (第2・4土曜午前) 10:00~15:00	 55-7114
八幡地区町内福祉村	西八幡 2-3-50	月・火・木・金 10:00~15:30	 23-2989
旭南地区町内福祉村 「あさひの絆」	高村 203 平塚高村団地 13号棟 105号室	月・火・木・金 10:00~15:00	 33-9733
富士見地区町内福祉村 「ぬくもりの家」	中里 35-1	火・木・金・土 10:00~15:00	 33-7533
旭北地区町内福祉村	公所 868 (西部福祉会館内)	月・火・木・金 10:00~15:00	 59-2090
吉沢地区町内福祉村 「ひだまりの里」	上吉沢 395-1 (吉沢公民館内)	月・火・木・金 10:00~15:00	 58-2055
横内地区町内福祉村 「横内スマイル広場」	横内 3790-2	火・水・木・金・土 10:00~16:00	 53-8501
なでしこ地区町内福祉村	撫子原 12-54 (なでしこ公民館内)	水・木・金・土 10:00~15:00	 35-1328
四之宮地区町内福祉村	東真土 2-1-48 (四之宮公民館内)	月・火・水・土 10:00~15:00	 55-0750
田村地区町内福祉村 「たむら福祉村」	田村 5-27-12 (田村自治会館内)	火・水・木・金 10:00~15:00	 54-3131
豊田地区町内福祉村	南豊田 381 (市役所豊田分庁舎内)	月・火・木・金 10:00~15:30	 67-1618

# 地域で取組む健康チャレンジ。

予防

## 1 健康長寿チャレンジひらつか【地域包括ケア推進課・保険年金課】

平塚市では、介護予防に貢献する事業の総称として、「健康長寿チャレンジひらつか」(省略形「健康チャレンジ」)と命名しました。

市民が皆いつまでも元気でいられるように、また、たとえ介護が必要な状態になっても、楽しみながら健康長寿に向けて挑戦できるようにという思いが込められています。

健康チャレンジは、生活環境の調整や、生きがい・役割を持って生活できるような居場所と出番づくりなど、高齢者を取り巻く地域での取り組みと自主的な活動が重要になります。高齢者の社会参加と地域における支え合いの体制づくりを進めていきます。

### 1.1 健康教室(健康チャレンジ普及啓発事業)【保険年金課】

内容	専門職が、講話や運動・実習等を行います。 <b>予約制</b> 高齢者の口腔機能向上等
対象者	おおむね65歳以上で平塚市に在住の方
利用者負担	なし(一部負担がある場合があります。)
問合せ	保険年金課 資格給付担当 72-7266

### 1.2 ゴム体操 DVD 等の貸し出し【保険年金課】

内容	約30分のゴム体操です。ゴム体操は、ゴムの伸縮性を活かした簡単にできる筋力増強トレーニングで、同時にストレッチもできるエクササイズです。ゴムの貸し出しも可能ですので市へご相談ください。
貸出期間	1回2週間まで
問合せ	団体の方 保険年金課 資格給付担当 72-7266 個人の方 高齢者よろず相談センター (P.1~2 参照)
その他	市内の図書館(中央・北・西)でも貸し出しています。 動画共有サービス YouTube の「平塚市介護予防チャンネル」からもご覧になれます。

### 1.3 ひらつか元気応援ポイント【地域包括ケア推進課】

内容	<p>市内の高齢者施設等で高齢者の話し相手や、子どもの施設でお手玉等の伝承遊び、花壇や畑のお手入れ等、趣味や特技を生かした活動を行うと、活動実績としてスタンプがたまり、そのスタンプ数に応じて交付金に交換できる事業です。</p> <p>概ね1時間の活動でスタンプ数は1個、1日あたり2個が上限で付与されます。活動を続けると、1ポイント100円とし、年間5,000円を限度に交換できます。活動者自身の介護予防や高齢者施設等を知ってもらうことを目的としています。</p>
対象者	平塚市在住の65歳以上の方
手続き	説明会に出席し、事業内容を理解していただき、会員登録すると活動が始められます。
問合せ	説明会について 平塚市社会福祉協議会 33 - 3100

### 1.4 フレイル対策(フレイル対策推進事業)【保険年金課】

内容	<p>「フレイル」とは、加齢とともに心身の活力(筋力、認知機能、社会とのつながりなど)が低下した状態を言います。多くの高齢者の方が健康な状態からこのフレイルの段階を経て、要介護状態に陥ると考えられています。</p> <p>健康長寿のために、「栄養・運動・社会参加」の3つの観点から高齢者の方自身の状態を見える化し、気づきと行動を促すための様々な事業を実施しています。</p> <p>自分の状態を知るための「<b>フレイルチェック測定会</b>」、フレイルを予防や改善するための「<b>フレイル改善教室</b>」等を実施しています。</p> <p>各事業の日程等詳細につきましては、広報ひらつかや平塚市ウェブサイト(保険年金課のフレイル専用ページ)をご覧ください。</p>
問合せ	保険年金課 資格給付担当 72 - 7266

平塚市が取り組んでいくこと ~地域が主役です~

#### 健康チャレンジに取り組むための通いの場(サロン)の開催支援

健康チャレンジに取り組む住民主体の高齢者等の通いの場(サロン)を運営するボランティア団体に、補助金の交付等による支援を行います。

#### 健康チャレンジ普及啓発事業

医師、保健師、理学療法士、管理栄養士、歯科衛生士等の専門職による、健康教室等を開催し、市民への普及啓発を図ります。



## 2 疾病の予防

### 2.1 健康診査【保険年金課】

下記のとおり、対象者によって受けられる健康診査が異なります。  
詳細は、該当する健康診査の問合せ先にご確認ください。

・平塚市国民健康保険加入者(40～74歳) 、 のどちらかを受診できます。4月1日時点の加入者には5月下旬にお知らせをお送りします。	
内容	<b>平塚市こくほ特定健診</b> 市民税非課税世帯には自己負担免除制度があります 目的:生活習慣病(糖尿病や高血圧等)の発症や重症化の予防 費用:500円 実施時期:令和8年6月～令和8年12月
	<b>平塚市こくほ人間ドック</b> 費用:費用や検査項目は実施医療機関ごとに異なりますが、市からの助成額は一律10,800円になります。 実施時期:令和8年6月～令和9年3月
問合せ	保険年金課 資格給付担当 72-7266
・平塚市国民健康保険以外の健康保険に加入している方	
内容	加入先の健康保険組合等により異なります。
問合せ	加入先健康保険組合等
・後期高齢者医療制度に加入している方 5月下旬にお知らせをお送りします。	
内容	<b>後期高齢者健康診査</b> 目的:生活習慣病の重症化と加齢にともなう心身の衰え(フレイル)の予防 費用:無料 実施時期:令和8年6月～令和8年12月
問合せ	保険年金課 資格給付担当 72-7266

上記の健診以外にも健康診査があります。

#### その他の平塚市成人健診等について

- ・成人歯科健康診査(令和9年3月31日時点で20歳 30歳 40歳 50歳 60歳 70歳の方)
- ・その他健康診査(生活保護受給の方、中国残留邦人等及び特定配偶者等支援給付受給の方で、かつ、健康保険に加入していない方)
- ・肝炎ウイルス検診(40歳以上で過去に肝炎ウイルス検査を受けたことがない方)
- ・各種がん検診(肺がん、前立腺がん、子宮がん、乳がん、胃がん、大腸がん)
- ・結核健康診断(令和9年3月31日時点で65歳以上の方)

詳しい内容や対象者、費用、受診方法などについては、健康課(保健センター 55-2111)にお問合せください。

## 2.2 予防接種【健康課】

予防接種の種類によって受けられる対象者や接種期間、料金が異なります。

・高齢者用肺炎球菌予防接種 過去に接種を受けた方は対象外	
対象者	65歳の方（接種日現在） 60歳～64歳の方で心臓、腎臓及び呼吸器等に重い病気のある方（障害者手帳1級程度）
料金	未定（詳細は、広報、ホームページ等で改めてお知らせします）

・インフルエンザ予防接種	
内容	65歳以上の方（接種日現在） 60歳～64歳の方で心臓、腎臓及び呼吸器等に重い病気のある方（障害者手帳1級程度）
接種期間	令和8年10月1日～令和9年1月31日（予定）
料金	未定（詳細は、広報、ホームページ等で改めてお知らせします）

・新型コロナウイルス感染症予防接種	
内容	65歳以上の方（接種日現在） 60歳～64歳の方で心臓、腎臓及び呼吸器等に重い病気のある方（障害者手帳1級程度）
接種期間	令和8年10月1日～令和9年1月31日（予定）
料金	未定（詳細は、広報、ホームページ等で改めてお知らせします）

・高齢者帯状疱疹予防接種 過去に接種を受けた方は対象外	
内容	接種する年度中（4～3月の間）に 65歳を迎える方 60歳～64歳の方でヒト免疫不全ウイルスにより免疫の機能に日常生活がほとんど不可能な程度の障害を有する方（身体障害者手帳1級程度） 70歳、75歳、80歳、85歳、90歳、95歳、100歳となる方
料金	未定（詳細は、広報、ホームページ等で改めてお知らせします）

### 負担金免除制度について

次の方は、接種時に各種証明書を提示すると、接種費用が無料になります（後日の返金はできません）。

- ・生活保護を受給されている方
- ・市民税非課税世帯に属する方
- ・中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による支援給付受給者の方

詳細、実施医療機関などについては、健康課（保健センター 55-2111）にお問合わせください。

### 3 生きがいづくり

#### 3.1 ゆめクラブ湘南平塚(平塚市老人クラブ連合会)【高齢福祉課】

内容	<p><b>ゆめクラブ(単位老人クラブ)</b> お住まいの地域の方が集まり、それぞれの地域で社会奉仕活動、レクリエーション活動等を通じて、仲間作りや生きがい作りに取り組んでいます。市内には約80のクラブがあります。</p> <p><b>ゆめクラブ湘南平塚(平塚市老人クラブ連合会)</b> 市内全域のゆめクラブ(単位老人クラブ)が集まり、ゆめクラブ湘南平塚(平塚市老人クラブ連合会)を構成しています。高齢者の健康や地域福祉の推進のため、年間を通じて様々な事業を行っています。</p>
	<p><b>活動の例</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>【6月～3月】生きがい教室(手芸・音楽・リズム体操)</li> <li>【5月】グラウンドゴルフ大会</li> <li>【8月】福祉大会(各地区クラブの活動成果発表、個人及び団体の表彰)</li> <li>【10月】スポーツ大会</li> <li>【1月】趣味の作品展</li> <li>【3月】大学講座</li> </ul> <p>詳しい日程はお問合せください。</p> 
対象者	市内にお住まいのおおむね60歳以上の方
会費	クラブにより異なりますが、おおむね年間1,500円程度。
手続き	<p>【ゆめクラブに加入するには?】最寄りのクラブを紹介しますので、ゆめクラブ湘南平塚(平塚市老人クラブ連合会)にお問合せください。</p> <p>【ゆめクラブを作るには?】30人以上集まれば結成できます。運営費など国・県・市から補助があります。</p> <p>活動開始後、やむを得ない事情により会員数が30人を下回ったクラブ(ただし25人以上は必要)も補助の対象となります。</p>
問合せ	ゆめクラブ湘南平塚(平塚市老人クラブ連合会) 36-7227



グラウンドゴルフ大会の様子

### 3.2 シニア学級【各公民館】

内容	新しい時代に即応した生活を送るため、趣味・創作・社会活動などを通して、積極的に社会変動に対処する能力を養うことを目的としています。市内の各地区公民館で開催しています。
対象者	市内にお住まいの原則として60歳以上の方
開催時期	おおむね6月～11月(但し、公民館により異なることがありますので、詳しくは各公民館へお問合せください。)
利用者負担	教材費等活動内容に応じて、負担があります。
手続き	お住まいの地区の公民館へ連絡してください。(参加できる活動は、お住まいの地区の公民館が開催するものになります。)
問合せ	お住まいの地区の公民館 公民館一覧参照(P.34)

### 3.3 平塚市生きがい事業団

内容	<p>市内の一般家庭、事業所並びに公共団体などから仕事を引き受け、あらかじめ会員から申し出を頂いている希望職種に合わせて連絡し、就業して頂きます。</p> <p>仕事に従事した会員には事業団を通じて就業対価が支払われますが、事業団と会員、会員と仕事の発注者との間に雇用関係を持たず、就労日数や一定の収入を保証するものではありません。</p> <p>この他に、雇用として一般労働者派遣事業、職業紹介事業も行っています。</p>
主な仕事	<p>技術群: パソコン指導、書道指導、絵画指導、各種講座講師、自動車運転、経理事務など</p> <p>技能群: 大工、襖・障子張り替え、植木の手入れ、部品組立て、洋裁など</p> <p>事務群: 毛筆あて名書き、毛筆賞状書き、一般事務、データ入力など</p> <p>管理群: 施設管理、駐車場管理など</p> <p>折衝外交群: 営業、配達など</p> <p>一般作業群: 清掃、除草、草刈り、屋外作業など</p> <p>サービス群: 家事援助、高齢者支援、家具の移動、通院介助、育児支援など</p>
対象者	市内にお住まいの60歳以上の方で、健康で働く意欲のある方
申請窓口	希望される方は、平塚市生きがい事業団までご連絡ください。
所在地	西八幡1 - 3 - 2 - 2 (高齢者技能センター内) 33 - 2335

## 1 高齢者の医療制度

### 1.1 国民健康保険【保険年金課】

内容	<p>平塚市に住所があり、他の健康保険に加入されている方や生活保護を受給されている方以外は、国民健康保険に加入することになります。</p> <p>令和6年12月2日からマイナ保険証(保険証として利用登録をしたマイナンバーカード)を基本とする仕組みに移行し、令和7年8月1日以降は、マイナ保険証をお持ちの方には「資格情報のお知らせ」、マイナ保険証をお持ちでない方には「資格確認書」が交付されています。(毎年8月1日で一斉更新に伴う交付となり、世帯主宛に送付されます。有効期限は交付されてから次の7月31日です。住所や負担割合等に変更がない限り、有効期限までご利用いただけます。)</p> <p>また、新たに70歳を迎える方については、各月2～31日生まれの方は誕生月の下旬に、各月1日生まれの方は70歳の誕生月前月の下旬に、マイナ保険証の保有状況に合わせ「資格情報のお知らせ」または「資格確認書」が送付されます。</p>
対象者	平塚市国民健康保険の加入者で70～74歳の方 (他の健康保険に加入されている方は、加入している健康保険に確認してください。)
適用期間	70歳の誕生月の翌月(1日が誕生日の方はその月)から75歳の誕生日の前日まで
負担割合	2割または3割のいずれか。世帯内の70～74歳の方の収入等の合計で判定します。
問合せ	保険年金課 資格給付担当 21-8776



## 1.2 後期高齢者医療制度【保険年金課】

内容	<p>75歳になると今まで加入していた国民健康保険や被用者保険(会社等の健康保険)から後期高齢者医療制度(保険)に移行します。</p> <p>令和6年12月2日からマイナ保険証(保険証として利用登録をしたマイナンバーカード)を基本とする仕組みに変わりましたが、後期高齢者医療制度では、経過措置により保険証の代わりとなる資格確認書を全ての被保険者に交付しています。お手元にある資格確認書は住所や負担割合等に変更がない限り有効期限(令和9年7月31日)までご利用できますので、受診の際はマイナ保険証もしくは資格確認書をご提示ください。新たに75歳になる方には、お誕生日の前月の下旬(1日生まれの方は前々月下旬)に資格確認書を送付します。令和8年8月以降、資格確認書の発行対象等は変更となる場合があります。</p>
対象者	75歳以上の方、もしくは一定の障がい(身体障がいの場合は1～3級または4級の一部、精神障がいの場合は1～2級)があり神奈川県後期高齢者医療広域連合の認定を受けた65～74歳の方
適用期間	75歳の誕生日当日から。障がい認定による加入者は加入日当日から。
負担割合	1割～3割負担。世帯内の被保険者の市町村民税課税所得等により判定します。
問合せ	保険年金課 後期高齢者医療担当 21-9768

## 2 医療と介護の連携

### 2.1 ひらつか安心ファイル【地域包括ケア推進課】

内容	<p>在宅療養中の利用者とかかりつけ医療機関・介護サービス事業者等の関係する支援機関が情報を共有し、多職種の連携を図り、利用者に対するよりよい支援を行うことを目的としています。記録用紙の他、名刺サイズのカード、医療・歯科・薬剤情報等が保管できるようになっています。</p>
対象者	通院困難で、在宅で医療や看護、介護を受けている方が対象です。利用者の任意により使用するファイルです。
配布方法	ケアマネジャー、主治医等から配布
利用者負担	なし

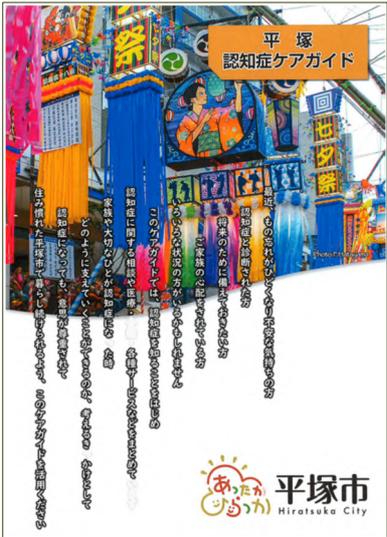
### 3 認知症高齢者支援

高齢者人口の増加に伴い、今後、認知症高齢者もさらに増加することが予想されます。認知症はだれもがなりうるもので、多くの人にとって身近なものとなっています。こうした中、認知症の人を単に支えられる側と考えるのではなく、認知症の人の意思が尊重され、できる限り住み慣れた地域の良い環境で、自分らしく暮らし続けることができる社会が求められています。

#### 3.1 認知症サポーター養成講座【高齢福祉課】

内容	認知症になっても安心して暮らすことのできる地域づくりを目指すため、認知症を正しく理解し、認知症の人やその家族を見守り、支援する「認知症サポーター」の養成に取り組んでいます。受講者にはサポーターの証(ピンバッジ)をお渡しします。(1講座90分程度)
対象者	認知症サポーターになりたい平塚市在住・在勤・在学の方 (10名以上で講座開催可能ですが、10名未満の場合は要相談)
利用者負担	なし
申請窓口	高齢福祉課 高齢者相談支援担当 21-9621 又は平塚市高齢者よろず相談センター(P.1~2)

#### 3.2 平塚認知症ケアガイド【高齢福祉課】

内容	<p>認知症になっても本人の意思が尊重され、住み慣れた地域で暮らし続けられるよう、認知症の正しい知識や、進行に合わせた介護サービスや支援、相談先などを掲載しています。平塚市ウェブサイトでもご覧いただけます。</p> <p style="text-align: center;">ひらつか認知症ケアガイド表紙(イメージ)</p>	
利用者負担	なし	
問合せ	高齢福祉課 高齢者相談支援担当 21-9621 又は平塚市高齢者よろず相談センター(P.1~2)	

# 家族介護者支援

## 介護

### 1 紙おむつの支給(家族介護用品支給事業)【高齢福祉課】

内容	紙おむつ等を必要としている高齢者を、在宅で介護している方の経済的負担を軽減するために、紙おむつ等を支給します。
対象者	以下のすべての項目に該当すること 要介護者が平塚市に住民登録があり、市内にお住まいの方 要介護5の高齢者と同居している方 市県民税非課税世帯(同居者全員が同世帯・別世帯を問わず非課税であること) 在宅で介護をしている方(要介護者が入院・入所中の場合は申請をお受けできません。ご自宅に戻られたら申請してください。)
必要書類	・申請書 ・要介護者の介護保険被保険者証 ・申請者の本人確認証(運転免許証、マイナンバーカード等)
支給方法	事業者が毎月ご自宅に配達します。
申請窓口	高齢福祉課 高齢福祉担当 21-9622 申請書は平塚市ウェブサイトにもあります。

#### おむつ代も医療費控除の対象

傷病によりおおむね6か月以上寝たきりで医師の治療を受けている場合で、おむつを使う必要があると認められるときのおむつ代は、所得税の確定申告において医療費控除の対象となることがあります。

詳細は、平塚税務署(0463-22-1400)へお問い合わせください。

## 2 家族介護教室【高齢福祉課】

要介護者への適切な介護知識、技術の習得を目的とした教室です。

内容	要介護者への適切な介護知識・技術の習得ができます。 また、介護者同士の交流やリフレッシュできる内容もあります。
対象者	・平塚市に在住、在勤の方で、高齢者を介護している家族の方、又は介護に関心のある方 ・平塚市在住の要介護高齢者を介護している家族の方
利用者負担	なし(一部負担がある場合があります。)
日程	広報ひらつかまたは、平塚市ウェブサイトにてご確認ください。

## 3 家族介護リフレッシュ事業【高齢福祉課】

内容	要介護者を介護している方に対して、疲れたところと体をリフレッシュし、介護負担の軽減を図ります。腰痛及び肩こり予防プログラムを行います。また、介護者同士の交流や情報交換、介護に関する相談もできます。
対象者	平塚市在住、在勤で市内在住の要介護者を介護している方
申請窓口	平塚市社会福祉協議会 33 - 3100

## 4 家族介護者支援短期入所事業【高齢福祉課】

内容	介護している家族が病気・被災等で介護ができなくなり、要介護状態の高齢者がやむを得ず短期入所生活介護又は介護予防短期入所生活介護を利用した場合、介護保険により給付される上限を超えてしまうことがあります。ご家族及び要介護者が全額自費負担が困難な場合に、介護保険を利用した時と同じ程度の負担額で短期入所できるよう支援します。利用期間は、原則60日が限度です(介護保険の短期入所生活介護の日数を含めて60日となります)。
対象者	以下のすべての項目に該当する介護者 65歳以上の要介護者を在宅で介護している 疾病、事故又は災害等の理由により在宅での介護が困難 介護保険の規定する支給限度額を超えて短期入所生活介護又は介護予防生活介護を継続して利用する必要があるが、家族全員が全額の自費負担が困難
利用者負担	介護保険の負担分相当額、食材料費、滞在費等
申請窓口	平塚市高齢者よろず相談センター(P.1~2)又は担当ケアマネジャー

## 5 障害者控除対象者認定書の発行【高齢福祉課】

内容	<p>身体障害者手帳等をお持ちでなくても、65歳以上の高齢者で次の要件に該当すると認定された方、又はその扶養者は所得税と市県民税の障害者控除を受けられます。</p>
対象者	<p><b>身体障害者1,2級に準ずる者(寝たきり含む)</b>          要介護3から5に該当し、要介護認定における「障害高齢者の日常生活自立度(寝たきり度)判定基準」がランクB1以上の方          又は医師の診断書により身体障害者1,2級に準ずるとされた方</p> <p><b>身体障害者3～6級に準ずる者</b>          要介護1又は2に該当し、要介護認定における「障害高齢者の日常生活自立度(寝たきり度)判定基準」がランクB1以上の方          又は医師の診断書により身体障害者3～6級に準ずるとされた方</p> <p><b>認知症高齢者(知的障害者に準ずる者)</b>          要介護(要支援)認定を受けている方で、要介護認定における「認知症高齢者の日常生活自立度判定基準」がランク 以上の方          又は医師の診断書により知的障害者に準ずるとされた方</p> <p>B1とは…「屋内での生活は何らかの介助を要し、日中もベッド上での生活が主体であるが、座位を保つ。車いすに移乗し、食事、排泄はベッドから離れて行う」状態          ランク 以上とは…「日常生活に支障を来すような症状・行動や意思疎通の困難さが見られ、介護を必要とする」状態</p>
必要書類	<p>申請書(申請書は窓口で配布しているほか、平塚市ウェブサイトからもダウンロードできます。)</p> <p>申請者の本人確認証(マイナンバーカード、運転免許証等)</p> <p>対象者の介護保険の被保険者証</p> <p>認定の内容等により医師の診断書の提出をお願いすることがあります。</p>
申請窓口	<p>高齢福祉課 高齢福祉担当 21-9622</p> <p>郵送による申請も可能です。</p> <p>郵送による申請の場合は、上記「必要書類」の に必要事項を記載いただき、 と の写しと併せて高齢福祉課高齢福祉担当までお送りください。</p>
その他	<p>認定書は、一部を除き毎年12月31日の現況にて交付します。年末調整で使用する等の理由がない限り1月以降に申請してください。<u>認定に要する期間は5日程度</u>です。</p> <p>身体状況等が変化するため、毎年申請していただく必要があります。</p>

# 安心で快適な暮らしのために

生活支援

サービスの申請窓口が「平塚市高齢者よろず相談センター又は担当ケアマネジャー」になっているものに関しては、平塚市高齢者よろず相談センターの職員、または、担当ケアマネジャーが利用を希望する方の身体状況や生活実態の調査をします。その報告を受け、サービス利用の可否を市が決定し、サービス開始となります。

## 1 見守りサービス

### 1.1 お話し見守りケータイ【高齢福祉課】

内容	<p>携帯型緊急通報機器と人感検知センサーを貸し出します。</p> <p>自宅内外での急病時に簡単な操作で受信センターへ連絡することができ、体の不調などの健康相談が24時間いつでも可能で、万が一の時は警備員が自宅へ駆け付けます。</p> <p>センサーが自宅で動けない状態を検知すると安否確認を行います。また、温湿度を検知し熱中症の危険性をお知らせします。</p>
対象者	<p>単身世帯、高齢者のみの世帯及び日中独居高齢者世帯に属するおおむね65歳以上の高齢者で、利用を希望する方</p> <p>緊急時にご対応いただく緊急連絡先(2~3名)の登録が必要です。緊急連絡先は原則として市内に居住する方を選定してください。</p> <p>日中独居高齢者世帯とは、同一の世帯に属する全ての方が就労等の継続する外出によって、1日6時間以上、自宅に1人での状態が週3日以上となる高齢者がいる世帯をいいます。</p>
利用者負担	<p>市県民税課税世帯……………月額800円</p> <p>市県民税非課税世帯……………月額400円</p> <p>生活保護世帯……………月額200円</p> <p>その他、以下の事項について自己負担が発生します。</p> <p>&lt; 利用者の過失等による機器の汚損・紛失等 &gt;</p> <p>キッズフォン: 22,000円(税込)、見守りセンサー: 22,000円(税込)</p> <p>&lt; 鍵預かりサービス &gt;</p> <p>警備員へ自宅の鍵を預けるサービスを申し込むことができます(任意、別途月額550円(税込)の自己負担が発生)。</p> <p>また、サービス利用開始(機器設置済み)後に申込みをした場合は、事務手数料5,500円(税込)の自己負担が発生します。</p>
申請窓口	平塚市高齢者よろず相談センター(P.1~2)又は担当ケアマネジャー



## 1.2 在宅時緊急通報システム【高齢福祉課】

<p>内容</p>	<p>緊急通報システム用機器を貸し出します。機器本体やペンダント型通報機の非常ボタンを押すことで24時間対応の受信センターの看護師や相談員につながります。また、安否確認センサーにより自宅での活動量が一定量に満たない場合に異常と判断し、特定の時刻に自動で受信センターへ連絡します。緊急時に警備員がご自宅内に立ち入る場合に備え、鍵預かりサービスを行います。</p> 
<p>対象者</p>	<p>次の 及び を満たす方が対象になります。</p> <p>おおむね65歳以上の単身世帯又は高齢者のみの世帯で、緊急対応が必要な発作を頻発する可能性があり、注意を要する状態にある方</p> <p>ご自宅に電話機が設置されている方、または携帯電話等をお持ちの方</p> <p>なお、固定電話回線利用機器については、機器の性質上、単独NTTアナログ回線以外の場合、ごくまれに通報が入らない可能性があるため、設置ができないことがありますのであらかじめご了承ください。</p> <p>緊急時にご対応いただく緊急連絡先(2～3名)の登録が必要となります。緊急連絡先は原則として市内に居住する方を選定してください。</p>
<p>利用者負担</p>	<p>固定電話回線機器・・・月額400円</p> <p>SIM 回線機器・・・・・・月額500円</p> <p>機器設置の際、スペアキーを実施事業者にお預けください。</p> <p>利用料金は実施事業者に直接支払いとなります。先半年分の自動引き落としとなりますので、引き落とし口座の登録をお願いします。なお、登録用紙は機器設置後に送付されます。</p> <p>警備員駆付け時の利用者負担は発生しません。</p> <p>その他、貸出品に対して利用者の過失等による機器の汚損・紛失等があった場合、機器費用が発生する可能性があります。また、交換等に際し、作業代金が発生する場合があります。</p>
<p>申請窓口</p>	<p>平塚市高齢者よろず相談センター(P.1～2)又は担当ケアマネジャー</p>

### 1.3 認知症等行方不明SOS平塚【高齢福祉課】

内容	<p>認知症高齢者等の行方が分からなくなった場合に、協力機関(タクシー会社、郵便局、FM ラジオ局、薬局等)に情報を提供し、高齢者をいち早く保護するために協力を依頼するシステムです。登録者のうち希望者には、洋服等に貼り付ける「見守りシール」を配布(無料)します。</p> <p>また、希望者には「見守りGPS」を貸与(有料)し、行方不明時に御家族等がインターネットで位置探索をしたり、事業者に位置探索を依頼したりすることで早期発見を促します。</p>				
対象者	<p><b>認知症等行方不明SOS平塚の登録</b></p> <p>認知症によるひとり歩きで行方不明になるおそれがある高齢者又はひとり歩きにより行方不明になったことがある高齢者</p> <p><b>日常生活賠償保険付帯見守りGPS貸与</b></p> <p>「認知症等行方不明SOS平塚」に登録し、高齢者を介護する家族等で、見守りGPSの貸与を希望する方。</p> <p>「見守りGPS」には、認知症高齢者が交通事故や不慮の事故によって法律上の損害賠償責任を負った際に金銭の補償をする「日常生活賠償補償」が付帯されるほか、有資格者の専門スタッフによる介護者の健康・メンタル相談にも対応できます。</p> 				
利用者負担	<p>SOS 平塚の登録は無料です。見守りGPS貸与は、次のとおりです。</p> <table border="0"> <tr> <td>市県民税課税世帯……………月額1,200円</td> <td rowspan="3" style="border: 1px solid black; padding: 5px;">申込みをする御家族等の課税状況です。</td> </tr> <tr> <td>市県民税非課税世帯……………月額900円</td> </tr> <tr> <td>生活保護世帯……………月額600円</td> </tr> </table>	市県民税課税世帯……………月額1,200円	申込みをする御家族等の課税状況です。	市県民税非課税世帯……………月額900円	生活保護世帯……………月額600円
市県民税課税世帯……………月額1,200円	申込みをする御家族等の課税状況です。				
市県民税非課税世帯……………月額900円					
生活保護世帯……………月額600円					
申請窓口	<p>高齢福祉課 高齢福祉担当 21-9622</p> <p>又は平塚市高齢者よろず相談センター(P.1~2)</p> <p><u>名前や連絡先、体の特徴などの登録、お顔のはっきりわかる写真を提出していただく必要があります。</u></p>				

### 1.4 ひらつかあんしんカード【高齢福祉課】

内容	<p>お名前や緊急連絡先等を記入したカードを身に付けることで、緊急時の適切な処置や、親族・関係機関等への連絡を円滑に行えるよう備えます。</p>
対象者	<p>次のいずれかに該当し、カードの利用を希望する方</p> <p>ひとり暮らしの方 日中独居の方 高齢者のみの世帯の方 健康に不安のある方 介護保険の要支援又は要介護の認定を受けている方(40~64歳の第2号被保険者を含む。)</p>
使い方	<p>(1)カード2枚(大・小)と、ソフトケース1枚を配付します。</p>

	<p>(2)カード2枚(大・小)に氏名、緊急連絡先等を記載していただきます。</p> <p>(3)</p> <p><b>小さなカード</b> 半分に折り、財布等に入れて外出の際に持ち歩きます。 (半分折りの寸法:縦 5.5 cm 横 8.5 cm)</p> <p><b>大きなカード</b> 保険証の写しと一緒にソフトケースに入れて自宅の冷蔵庫等に貼付します。(寸法:縦 10.5 cm 横 14.7 cm) 救急隊員が冷蔵庫を確認します。</p>
申請窓口	平塚市高齢者よろず相談センター(P.1~2)、地域の民生委員、担当ケアマネジャー

ひらつかあんしんカード

ふりがな \_\_\_\_\_ 作成日 平成 \_\_\_\_年 \_\_\_\_月 \_\_\_\_日  
男・女 \_\_\_\_\_ かかりつけ医 \_\_\_\_\_

氏名 \_\_\_\_\_ 血液型( ) \_\_\_\_\_ 電話 \_\_\_\_\_

住所 \_\_\_\_\_ 健康状態(病名・くすり) \_\_\_\_\_

電話 \_\_\_\_\_

生年月日 明・大・昭 \_\_\_\_年 \_\_\_\_月 \_\_\_\_日

●担当する民生委員は… \_\_\_\_\_ 電話 \_\_\_\_\_  
氏名 \_\_\_\_\_

●担当するケアマネジャーの事業所は… \_\_\_\_\_ 電話 \_\_\_\_\_  
名称 \_\_\_\_\_

●あなたの地区の高齢者よろず相談センターは… \_\_\_\_\_ 電話 \_\_\_\_\_  
名称 \_\_\_\_\_

### 1.5 地域の見守り活動【高齢福祉課】

内容	<p>地域を見守る協定を市内事業者と締結し、高齢者や障がいのある方、子どもたち等を地域でさりげなく見守り、新聞などがたまっている、つじつまの合わない会話をするなどの「気づき」や、何らかの異変を察知した場合は、事業者が市へ連絡し、市から関係者等へ連絡を入れ、安否確認等を行います。</p>
協定先一覧	<p>平塚地区新聞販売組合 平塚信用金庫 中栄信用金庫 明治安田生命保険相互会社平塚支店 布亀株式会社 神奈川県住宅供給公社 東京ガスネットワーク株式会社神奈川西支店・東京ガスファーストエナジー株式会社東京ガスライフバル湘南茅ヶ崎 株式会社しまむら 株式会社セブン-イレブン・ジャパン 日本郵便株式会社 株式会社アインホールディングス 株式会社へいあん 株式会社サン・ライフメンバーズ 損害保険ジャパン株式会社 株式会社マルク 株式会社東急コミュニティー 協定締結順(17事業者、16件の協定)</p>

## 1.6 避難行動要支援者支援制度【災害対策課】

内容	災害時に一人で避難することが困難で、かつ支援が必要な方(避難行動要支援者)が事前に自身の情報を市に登録します。市が登録情報を自治会・民生委員児童委員等に提供することで、災害時、共助により安否確認や避難誘導などの必要な支援を行う体制を地域で構築する制度です。																																
対象者	次のいずれかに該当する方で、災害時に安否確認や避難誘導などの支援が必要な方が対象となります。(施設入所者は対象外です。) ・75歳以上のひとり暮らしの方 ・介護保険の要介護3以上に認定されている方 ・障がい者の方(身体障がい1・2級、知的障がいA1・A2、精神障がい1級) ・指定難病等の方(指定難病医療費受給者(人工呼吸器装着等日常生活要支援者)、小児慢性特定疾病児童等(医療的ケアが必要な方)) ・平塚市避難行動要支援者登録制度(旧制度)登録者の方 ・その他、災害時において支援を必要とする方																																
手続き	「避難行動要支援者支援制度届出書兼同意書」に記入し、下記の登録申請の各担当窓口へ提出してください。届出書兼同意書は、登録申請の各担当窓口のほか、各公民館や各福祉会館で配布しています。																																
登録申請の窓口	<table border="0"> <tr> <td>75歳以上ひとり暮らしの方</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>要支援1～要介護2の方</td> <td>……</td> <td>地域包括ケア推進課</td> <td>20 - 8210</td> </tr> <tr> <td>その他の方</td> <td>……</td> <td>高齢福祉課</td> <td>21 - 9622</td> </tr> <tr> <td>要介護3以上の方</td> <td>……</td> <td>介護保険課</td> <td>71 - 5237</td> </tr> <tr> <td>障がい者の方</td> <td>……</td> <td>障がい福祉課</td> <td>21 - 8774</td> </tr> <tr> <td>指定難病等・旧制度登録者の方</td> <td>……</td> <td>災害対策課</td> <td>21 - 9734</td> </tr> <tr> <td>その他支援が必要な方</td> <td>……</td> <td>災害対策課</td> <td>21 - 9734</td> </tr> <tr> <td></td> <td>……</td> <td>福祉総務課</td> <td>21 - 9848</td> </tr> </table>	75歳以上ひとり暮らしの方				要支援1～要介護2の方	……	地域包括ケア推進課	20 - 8210	その他の方	……	高齢福祉課	21 - 9622	要介護3以上の方	……	介護保険課	71 - 5237	障がい者の方	……	障がい福祉課	21 - 8774	指定難病等・旧制度登録者の方	……	災害対策課	21 - 9734	その他支援が必要な方	……	災害対策課	21 - 9734		……	福祉総務課	21 - 9848
75歳以上ひとり暮らしの方																																	
要支援1～要介護2の方	……	地域包括ケア推進課	20 - 8210																														
その他の方	……	高齢福祉課	21 - 9622																														
要介護3以上の方	……	介護保険課	71 - 5237																														
障がい者の方	……	障がい福祉課	21 - 8774																														
指定難病等・旧制度登録者の方	……	災害対策課	21 - 9734																														
その他支援が必要な方	……	災害対策課	21 - 9734																														
	……	福祉総務課	21 - 9848																														

### 避難行動要支援者支援制度の登録を！

いざというときに助け合うためには、日頃から声の掛け合い、地域の行事や防災訓練への参加などによる地域の人々との関係づくりが大切です。大きな災害が起きた場合、行政からの支援が始まるまでに約3日、外部からの支援はそれ以上かかると言われています。このことから、市では災害に備えた地域での助け合いの仕組みづくりに取り組んでいます。

災害時に避難誘導などの支援が必要な方は、ぜひ本制度にご登録ください。

## 2 生活支援サービス

### 2.1 軽作業代行【高齢福祉課】

内容	日常生活における軽作業(非日常的な掃除、機械を使わない草むしり、枝払い)について、最大2時間、状況に応じ従事者2人まで派遣し、援助を行います。利用回数は両作業を合わせて、年度で4回が上限です。		
対象者	65歳以上の単身世帯、又は高齢者のみの世帯で、市県民税非課税世帯の方、かつ日常生活における軽作業について、親族等の協力を得ることができない方		
利用者負担		市県民税非課税世帯(1回当たり)	生活保護世帯(1回当たり)
	非日常的な掃除	3,850円	2,850円
	機械を使わない草むしり、枝払い	6,320円	5,320円
	「機械を使わない草むしり、枝払い」には、作業で排出されたごみの処分費1,160円を含みます。 <u>納入通知書にて金融機関から振込み(振込手数料不要、コンビニ払いは不可)</u> 課税世帯の方は本事業の対象外となります。		
申請窓口	平塚市高齢者よろず相談センター(P.1~2)又は担当ケアマネジャー		

### 2.2 通院介助【高齢福祉課】

内容	医療機関への通院に介助が必要な高齢者に対して、高齢者の通院の機会を確保し、在宅生活の維持向上を図ります。従事者として、生きがい事業団の会員1人を月1回、派遣します。 身体介護はできません。また、移動手段は原則タクシーとなり、交通費(往復分)は利用者負担とは別に、実費を負担していただきます。 1回あたりの利用時間は最大2時間です。2時間を超えた場合は別途費用が発生します。(延長15分につき525円)
対象者	65歳以上の単身世帯又は高齢者のみの世帯で、別に住む親族等の協力を得ることができない方
利用者負担	市県民税課税世帯……1,900円(1回あたり) 市県民税非課税世帯……1,400円(1回あたり) 生活保護世帯……900円(1回あたり) <u>納入通知書にて金融機関から振込み(振込手数料不要、コンビニ払いは不可)</u>
申請窓口	平塚市高齢者よろず相談センター(P.1~2)又は担当ケアマネジャー

### 2.3 訪問理容・美容サービス【高齢福祉課】

内容	<p>在宅で生活をするねたきりや重度障がいの高齢者が、自宅で理容・美容サービスを受けることができます。</p> <p>申請月によって、交付される助成券の枚数が違います。</p>	
対象者	<ul style="list-style-type: none"> <li>・介護保険の要介護認定で、要介護3～5に認定された65歳以上の在宅ねたきり高齢者</li> <li>・身体障害者手帳の等級が1～2級である65歳以上の在宅で外出困難な高齢者</li> </ul>	
利用者負担	<p>1回 2,000円</p> <p>(ただし、理容サービスで顔そりを実施した場合は、3,000円)</p>	
必要書類	<ul style="list-style-type: none"> <li>・対象者の介護保険被保険者証又は身体障害者手帳</li> <li>・申請者の本人確認証(マイナンバーカード、運転免許証等)</li> </ul>	
申請窓口	<p>高齢福祉課 高齢福祉担当 21-9622</p>	

### 2.4 ふとん乾燥・丸洗い【高齢福祉課】

内容	<p>事業所が利用者のご自宅に訪問して対象者の敷き布団又は掛布団をお預かりし、乾燥又は丸洗いを実施後お届けします。希望される方には、布団お預かりの間無料で布団を貸し出します。</p> <p><b>乾燥消毒</b> 月に1回程度(年10回)</p> <p><b>丸洗い</b> 年に2回(春・秋予定)</p> <p>特殊素材等を使用していない一般的な掛・敷布団が対象となります。また、掛布団としての毛布及び羽毛製品並びに敷布団としてのマットレスは対象外です。</p>		
対象者	<p>65歳以上の単身世帯又は高齢者のみ世帯で、疾病等により布団で過ごす時間が長く、かつ本人及び同居の家族が布団を乾燥又は洗浄することができず清潔に保つことが困難な方。</p>		
利用者負担		布団乾燥(1枚当たり)	布団丸洗い(1枚当たり)
	市県民税課税世帯	500円	1,000円
	市県民税非課税世帯	250円	500円
	生活保護世帯	100円	200円
申請窓口	<p>平塚市高齢者よろず相談センター(P.1～2)又は担当ケアマネジャー</p>		

## 2.5 生活管理指導短期宿泊【高齢福祉課】

内容	介護保険の認定で「非該当」となった高齢者が、在宅生活において支障がある場合、養護老人ホーム等に一時的に宿泊し、日常生活に関する指導・支援をします。利用期間は原則60日が限度です。
対象者	介護保険の認定で「非該当」となった高齢者で、一時的に施設で養護する必要がある方
利用者負担	市県民税課税世帯・・・・・・・・・・・・・・・・・・380円(1日あたり) 市県民税非課税世帯で一定の条件を満たす世帯・・190円(1日あたり) 生活保護世帯・・・・・・・・・・・・・・・・・・利用料免除 その他、食材料費の負担があります。
申請窓口	平塚市高齢者よろず相談センター(P.1~2)

### 高齢者への虐待を見つけたら

#### 高齢者虐待とは

高齢者への虐待は、「身体的虐待」「心理的虐待」「性的虐待」「経済的虐待」「介護・世話の放棄・放任」の5つに区分されています。暴力だけでなく、言葉や態度、無視や嫌がらせによって苦痛を与える行為や、年金など本人の金銭を勝手に使う、または使わせないこと、養護者が世話をしないなども含まれます。養護者の中には、適切な介護方法が分からないために、意図せず虐待行為をしてしまっている場合もあります。

#### 相談窓口

虐待かな？と思ったら、また、介護が大変そうな養護者を見かけたら、高齢者よろず相談センターまたは高齢福祉課までご連絡ください。なお、通報していただいた方の秘密は守ります。

## 2.6 福祉有償運送【福祉総務課】

内容	NPOや社会福祉法人などの非営利法人が、要介護・要支援の高齢者や障がい者など公共交通機関を使用して移動することが困難な方に対して、通院・通所・レジャーなどを目的に有償で行う送迎サービスのことをいいます。		
対象者	次に掲げる者のうち他人の介助によらずに移動することや、単独でタクシー等の公共交通機関を利用することが困難な方で、予め利用者として登録されている者及びその付添い人です。 身体障がい者、要介護・要支援認定者、その他肢体不自由、内部障がい、知的障がい、精神障がい、その他の障がいのある方など		
平塚市 福祉有償 運送事業者 一覧	事業者名	所在地	電話
	ひまわり福祉サービス	平塚市高村 203-12-103	36-3943
	神奈川高齢者生活協同組合 ケアステーションたむら	平塚市四之宮 7-12-27	52-1075
	お出かけサポーターズ	平塚市北豊田 943-10	090-9804-6541
	桜花	平塚市四之宮 5-20-25 2105	38-3039
	さうんどうサポート	平塚市錦町5-7	63-1677
	ナスクル	平塚市長持 303-3	070-9020-3033
申請窓口	詳細については、事業者にご直接ご連絡ください。		
問合せ	福祉総務課 地域福祉担当 21-9848 NPO法人かながわ福祉移動サービスネットワーク 045-534-6718		

### 3 その他の支援

#### 3.1 敬老祝品の贈呈【高齢福祉課】

内容	敬老の日を中心に、長寿をお祝いして、88歳の方にはメッセージカードを、99歳及び市内最高齢者の方にはメッセージカード及び記念品を贈呈します。また、99歳及び市内最高齢者の方のうち希望者(人数制限あり)には、市長が直接ご自宅等を訪問し、お祝いをします。
対象者	市内最高齢者(男女それぞれ)・満99歳(白寿はくじゅ)・満88歳(米寿べいじゅ)
贈呈方法	9月上旬から中旬にかけて、市長訪問以外の方には郵送にて、記念品を贈呈します。

#### 3.2 成年後見制度

##### (法定後見制度)

内容	<p>認知症、知的障がい、精神障がいなどで判断能力が十分でない状態にある方は、財産の管理や「契約を結ぶ」などの行為を行う際に、本人ひとりで判断することが難しい場合があります。また、悪質商法などの被害を受けないように、財産や生活を守る制度が必要になってきます。</p> <p><u>成年後見制度</u>とは、判断能力が十分でない方について、家庭裁判所によって選ばれた成年後見人等が、身の回りに配慮しながら財産の管理や福祉サービス等の契約を行い、ご本人の権利を守り生活を支援するための民法上に定められた制度です。</p> <p>家庭裁判所が成年後見人等を選任します。また、法定後見には、<b>後見</b>、<b>保佐</b>、<b>補助</b>の3つの類型があり、本人の判断能力に応じて家庭裁判所が決定します。</p>
利用方法	<p>本人、配偶者、四親等内の親族による申立てが必要です。</p> <p>横浜家庭裁判所小田原支部後見係 0465 - 22 - 6946</p> <p>身寄りがない方などで、申立者がいない方は、下記の案内窓口までご相談ください。</p>
案内窓口	<ul style="list-style-type: none"> <li>・平塚市成年後見利用支援センター(平塚後見センターよりそい)</li> <li>(福祉会館内 35 - 6175) 令和8年度初旬までは栗原ホーム内</li> <li>・高齢者よろず相談センター</li> <li>・高齢福祉課 高齢者相談支援担当 21 - 9621</li> </ul>

## 〈任意後見制度〉

内容	自分の判断能力が十分なうちに、判断能力が低下したときに備えて、「支援してほしいこと」と「支援をお願いする人」をあらかじめ「契約」で決めておく制度です。
利用方法	手続きは、平塚公証役場( 21 - 0267)になります。
案内窓口	・平塚市成年後見利用支援センター(平塚後見センターよりそい) (福祉会館内 35 - 6175) 令和8年度初旬までは栗原ホーム内 ・高齢者よろず相談センター ・高齢福祉課 高齢者相談支援担当 21 - 9621

### 3.3 法人後見事業【社会福祉協議会】

内容	平塚市社会福祉協議会が市民の皆様の後見人等となり、住み慣れた地域(施設・病院を含む)で安心して生活していくための支援を行います。複数の担当職員を配置し、継続的な支援を行える体制としています。
対象者	成年後見制度の法定後見制度に該当する方が対象となります。成年後見制度の申立てを予定されている方で、後見人候補者をお探しの場合にご相談ください。 利用に際し、家庭裁判所の審判に基づき、後見人等が選任される必要があります。家庭裁判所の審判によっては、平塚市社会福祉協議会以外が選任される場合があります。
利用者負担	家庭裁判所の審判により報酬額(利用者負担額)が決定されます。
申請窓口	平塚市社会福祉協議会 ひらつかあんしんセンター (福祉会館内 37 - 1888) 令和8年度初旬までは栗原ホーム内

#### 平塚市成年後見利用支援センター (平塚後見センターよりそい)

成年後見制度に関するご相談や情報提供などを行います。

自治会・町内会、公民館主催の講座、高齢者等を見守る地域の自主的学習グループ、市内企業、学校などを対象にした「成年後見制度出張講座」も行っています。

講座を希望される方は、下記までご連絡ください。

【TEL】 35 - 6175(直通)

【相談日時】 変更の場合あり

月曜から金曜(年末年始、祝日を除く)

偶数月の第1土曜日の午前・午後

奇数月の第3土曜日の午前のみ

【受付時間】 午前8時30分から午後5時

### 3.4 日常生活自立支援事業【社会福祉協議会】

内容	<p>日常生活を営む上で必要な福祉サービスの利用や金銭管理等を支援します。</p> <p>福祉サービス利用援助・・・福祉サービスを安心して利用するための情報提供や相談等を支援するものです。</p> <p>日常的金銭管理サービス・・・日常生活に必要となる生活費や公共料金の支払い、福祉サービスの利用料の支払い等を支援するものです。</p> <p>書類等預かりサービス・・・定期預金証書や不動産権利証書等の重要な書類等をお預かりするサービスです。</p>
対象者	<p>軽い認知症などにより、福祉サービスの利用や金銭管理等が自分では十分にできない方(但し、契約能力があることが前提です。)</p>
利用者負担	<p>福祉サービス利用援助(1回あたり2,500円)</p> <p>日常的金銭管理サービス(1回あたり2,500円)</p> <p>、 は所得により減免があります。</p> <p>書類等預かりサービス(月額500円)</p>
申請窓口	<p>平塚市社会福祉協議会 ひらつかあんしんセンター (福祉会館内 37-1888) 令和8年度初旬までは栗原ホーム内</p>

### 3.5 外国籍高齢者福祉給付金【高齢福祉課】

内容	<p>在日外国人等の方で、公的年金を受給するために必要な要件を制度上満たすことができなかった方に、月額上限20,000円の福祉給付金を支給します。</p>
対象者	<p>次のすべての項目に該当すること</p> <p>市内に1年以上お住まいの方</p> <p>大正15年(1926年)4月1日以前に生まれた在日外国人等の方</p> <p>昭和61年(1986年)3月31日以前から日本に居住している方</p> <p>公的年金・生活扶助を受給していない方</p>
申請窓口	<p>高齢福祉課 高齢福祉担当 21-9622</p>

### 3.6 水道料金・公共下水道使用料等の減免制度

#### 水道料金の減免【県企業庁平塚水道営業所】

内容	対象世帯の方は、水道料金を減免できます。	
対象者	要介護4又は5の認定を受けている方がいる世帯 (ただし、入院・入所されている場合は申請をお受けできません。退院・退所してご自宅に戻られたら申請してください。) 既に他の事由で減免を受けている場合、重複申請はできません。	
必要書類	介護保険被保険者証	
減免額	口径 25mm以下の基本料金と1か月当たりの使用水量 8 m <sup>3</sup> までの分にかかる従量料金との合計額に、消費税相当額を加えた額	
適用月	申請日の翌月以降最初に行われる量水器の点検に係る料金から適用	
申請窓口	平塚水道営業所(県平塚合同庁舎 仮庁舎 平塚市中里 50-1 2F(旧県立平塚商業高校) ) 73-6122(音声ガイド2番を選択) 窓口では後記の下水道に係る申請もお受けできます。 電子申請でのお手続きも可能です。水道はこちらから	

#### 公共下水道使用料・農業集落排水使用料の減免【下水道経営課】

内容	対象世帯の方は、公共下水道使用料・農業集落排水使用料を減免できます。	
対象者	要介護4又は5の認定を受けている方がいる世帯 (ただし、入院・入所されている場合は申請をお受けできません。退院・退所してご自宅に戻られたら申請してください。) 既に他の事由で減免を受けている場合、重複申請はできません。 農業集落排水使用料は、土屋、上吉沢または下吉沢地区にお住まいで、農業集落排水をご利用の方が対象です。	
必要書類	介護保険被保険者証	
減免額	公共下水道使用料:最低基本水量の使用料相当額 農業集落排水使用料:最低基本水量の使用料相当額	
適用月	公共下水道使用料:申請日の翌月以降最初に行われる量水器の点検に係る使用料から適用 農業集落排水使用料:申請日の翌月以降の請求に係る使用料から適用	
申請窓口	下水道経営課 総務担当 21-8786 窓口では前記の水道料金に係る申請もお受けできます。 電子申請でのお手続きも可能です(ただし、農業集落排水使用料は除きます)。 公共下水道使用料はこちらから	

### 3.7 不動産担保型生活資金(リバースモーゲージ)【社会福祉協議会】

内容	現に居住する不動産(土地)を担保に生活費を借り入れることにより、世帯の自立支援を図っていく貸付制度です。
対象者	配偶者またはその父母(配偶者の父母を含む)以外の同居人がいないこと。かつ、65歳以上の高齢者世帯であること マンション以外の不動産(土地)に居住していること 不動産が担保に入っていないこと 市県民税非課税世帯等の低所得世帯であること 不動産の評価が1,500万円以上であること
申請方法	制度独自の申込書や書類の提出があります。まずは、ご相談ください。
申請窓口	平塚市社会福祉協議会 (平塚市役所平塚市くらしサポート相談内 21-8813)

### 3.8 建物の耐震性向上促進事業【建築指導課】

内容	木造住宅耐震化促進事業補助金は、昭和56年5月31日以前に建築された木造住宅の耐震診断、耐震改修設計、耐震改修工事、建替えに伴う除却工事、耐震改修と併せて行う防火改修工事、耐震シェルター設置、それぞれについて費用を補助する制度です。 耐震化の方法などを耐震診断技術者に無料で相談できる木造住宅耐震相談会も実施しています。 ブロック塀等倒壊予防策補助金は、道路沿いの危険なブロック塀等の撤去にかかる費用を補助する制度です。
対象者等	必ず事前に申請が必要です。 制度ごとに補助対象者や補助率等が異なります。 非課税世帯の方は一部の制度について補助率等が上乘せとなります。 詳しくは下記までお問い合わせください。
問合せ	建築指導課建築安全担当 20-8860

## 4 その他の支援(施設)

### 4.1 福祉会館

会議室や多目的室などがあり、子どもから高齢者まで、すべての方が利用できる総合福祉施設です。施設によって、利用できる施設や対象者等が異なりますので、詳細は施設にお問合せください。

名称	所在地	電話	浴場	プール
平塚市福祉会館	追分1 - 43	33 - 2333	あり	なし
平塚市南部福祉会館 令和8年5月まで休館	袖ヶ浜20 - 1	21 - 3370	なし	あり
平塚市西部福祉会館	公所868	50 - 5525	あり	なし

対象者	市内にお住まいの方 市内の福祉団体、および福祉関係者
利用時間	会議室等 9:00 ~ 21:00 浴場 10:00 ~ 15:00 (福祉会館、西部福祉会館のみ) プール 9:30 ~ 16:30 (南部福祉会館のみ) 浴場、プールは高齢者、障がい者のみ利用できます。
利用料金	浴場 100円 / 1回 プール 100円 / 1回
休館日	年末年始(12月29日 ~ 翌年1月3日)、その他休館日は下記のとおり 福祉会館 祝日、第1、3、5日曜日 第2、4日曜日は開館しますが、浴場は利用できません 南部福祉会館 月曜日(祝日の場合はその翌日) 西部福祉会館 水曜日
利用方法	詳細は各館へお問い合わせください。 団体利用:初回は団体登録が必要です。要予約。 浴場とプールを利用される方は、「風呂・プールカード」の申込と提示が必要です。 会議室等は予約が必要です。

## 4.2 余熱利用施設(リフレッシュプラザ平塚)

健康及び福祉の増進並びに市民相互の交流のための施設で、子どもから高齢者まで、すべての方が利用できます。生活や健康の相談、憩いの場の提供、機能回復訓練等を行っています。詳細は施設にお問合せください。

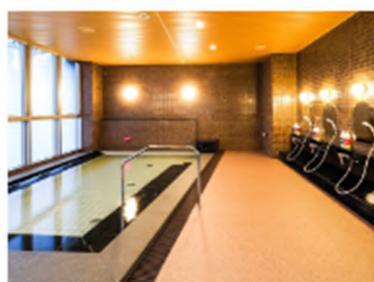
この施設は隣接するごみ焼却場の余熱を利用しています。

名称	所在地	電話
平塚市余熱利用施設	大神4 - 20 - 8	51 - 1280
利用時間	全館 9:00 ~ 21:00 浴場 10:00 ~ 20:00 水中トレーニング槽 9:30 ~ 20:30	
利用料金	個人利用や団体利用、年齢によって利用料金が異なります。 施設に直接お問合せください。	
休館日	月曜日・年末年始(12月29日～翌年1月3日) (月曜日が祝日の場合は、その翌日)	
利用方法	団体利用:初回は団体登録が必要です。要予約。 個人利用:初回は登録が必要です。福寿カードの提示でも可。 (身分証明書をお持ちの方にその場で発行します。)	

余熱利用施設(リフレッシュプラザ)内施設の一例



健康増進室(水中トレーニング槽)



男性浴室



#### 4.3 市内の公民館一覧

名 称	所在地	電 話
中央公民館 10月から休館	追分1 - 20	34 - 2111
崇善公民館	見附町1 - 8	31 - 1920
須賀公民館	夕陽ヶ丘60 - 32	21 - 2152
松原公民館 休館中	八千代町2 - 23	21 - 6186
富士見公民館	中里11 - 21	31 - 2256
花水公民館	桃浜町34 - 34	31 - 3824
なでしこ公民館	撫子原12 - 54	35 - 1254
大野公民館	東真土2 - 12 - 1	55 - 0711
八幡公民館	西八幡1 - 10 - 22	23 - 5528
四之宮公民館	東真土2 - 1 - 48	55 - 0655
中原公民館	御殿2 - 17 - 38	32 - 7372
松が丘公民館	東中原2 - 17 - 19	33 - 6311
大原公民館	大原1 15	34 - 5011
南原公民館	南原2 - 15 - 1	33 - 9800
神田公民館	田村3 - 12 - 5	55 - 0239
横内公民館	横内2506	54 - 0118
大神公民館	大神5 - 12 - 17	55 - 5040
岡崎公民館	岡崎3634	58 - 1286
豊田公民館	南豊田366 - 1	32 - 7373
城島公民館	小鍋島271 - 1	55 - 1525
金目公民館	南金目966	58 - 0101
金田公民館 休館中	入野108 - 1	31 - 2136
土屋公民館	土屋1864 - 1	58 - 0833
吉沢公民館	上吉沢395 - 1	58 - 0880
旭南公民館	山下2 - 16 - 1	31 - 2255
旭北公民館	河内1 - 32 - 14	32 - 2221

# 高齢者向け施設・住まい。

住まい

高齢者の施設等には、大別すると次のような種類があります。お体の状態や経済的な条件などにより、入所申し込みできる施設とできない施設があります。入居条件を施設にお問合せの上、直接お申し込みください。

## 1 特別養護老人ホーム(介護老人福祉施設)

対象は、介護保険で要介護3～5と認定された方。

日常生活全般の介護が必要で、在宅で生活することが困難な方が介護サービスを受ける施設です。

施設名	住所	電話
平塚富士白苑	唐ヶ原1	61 - 1841
平塚特別養護老人ホーム	御殿2 - 17 - 42	35 - 3440
高根台ホーム	万田3 - 18 - 10	31 - 4972
ローズヒル	土屋2198 - 7	58 - 6677
サンレジデンス湘南	田村2 - 11 - 5	54 - 7007
豊田敬愛ホーム	南豊田85 - 1	36 - 0632
れんげの郷	公所705 - 1	50 - 3465
ふじの郷	大島190	26 - 3130
陽だまりの丘	岡崎4015 - 1	59 - 6655
わしんち元気・平塚	片岡833 - 10	79 - 8660
カメラア桜ヶ丘	桜ヶ丘5 - 26	36 - 5911
ローズヒル東八幡	東八幡4 - 19 - 14	75 - 8710
あしたば	真田2 - 7 - 21	63 - 3743
輝煌の郷	董平16 - 10	20 - 9805



## 2 老人保健施設(介護老人保健施設)

対象は、介護保険で要介護1～5と認定された方。

病状が安定した状態にあり、自宅に戻れるように機能訓練や看護・介護サービスを受けて、数ヶ月間生活する老人ホームと病院の中間的な施設です。

施設名	住所	電話
済生会湘南苑	立野町37-1	35-5780
しんど老人保健施設	東真土4-5-27	53-1970
湘南シルバーガーデン	袖ヶ浜1-12	23-7151
あさひの郷	出縄88	37-1730
フィオーレ湘南真田	真田3-1-1	75-8802
なでしこの里 リハビリひらつか	東八幡4-19-3	23-7045

## 3 軽費老人ホーム

A型	60歳以上の方で身の回りのことは自分でできるが、身寄りがないもしくは家庭の事情等により、居宅で生活することが困難な低所得の方が入所する施設です。		
ケアハウス	60歳以上の方で、自炊など独立した生活を送るのには不安があり、家族の支援を受けるのが困難な方が、食事等の提供を受けながら生活することができる施設です。 介護保険の在宅サービスを利用することもできます。 所得制限は特にありません。		
種類	施設名	住所	電話
A型	つちやホーム	土屋2196-1	58-6624
ケアハウス	ういすたりあ	西真土4-23-35	51-2900
	湘南の里	万田2-38-1	30-3100
	サンステージ湘南	中堂8-1	20-5301
	れんげの郷	山下3-22-43	50-3465

## 4 有料老人ホーム

入居者が、(1)食事の提供、(2)入浴、排せつ又は食事の介護、(3)洗濯、掃除等の家事または健康管理のいずれかのサービスを受けられる施設です。

施設と入居者の契約が基本であり、前払金、管理費をはじめ、サービス内容も施設により異なります。

申し込みは直接、各施設にしてください。

施設の タイプ	介護付	介護保険の事業者指定を受けて、介護サービスを契約に含む施設です。介護の必要が生じた場合は、施設が提供する介護サービスを利用します。サービスを施設が提供する「一般型」と他の業者等に委託する「外部サービス利用型」があります。
	住宅型	生活支援等のサービスを受けられる施設です。介護の必要が生じた場合は、施設からは直接サービスを受けず、訪問介護等の在宅介護サービスを利用しながら生活します。

### 県内の有料老人ホーム一覧

最新の情報は、神奈川県ウェブサイト(「高齢者の方のための施設のご案内」のページ)でご確認ください。

### 市内の有料老人ホーム一覧(ガイドブック作成時点)

施設の タイプ	施設名	住所	電話
介護付	ミモザ平塚高浜台	高浜台 19-19	25-1907
介護付	SOMPO ケア ラヴィーレ湘南平塚	西八幡 1-7-30	21-1165
介護付	湘南ふれあいの園 平塚	袖ヶ浜 1-12	20-5501
介護付	慶愛苑 平塚	東中原 2-1-5	37-1666
介護付	サンガーデン湘南	中堂 18-4	21-2110
住宅型	医療特化型有料老人ホームメデイトピアさなだ	真田 2-6-27	50-3322
住宅型	有料老人ホーム サニーライフ平塚御殿	御殿 1-32-32	33-0036
住宅型	ガーデンコート平塚	万田 1-11-30	30-4330
介護付	SOMPO ケア ラヴィーレ湘南平塚貳番館	西八幡 1-7-27	22-4165
介護付	ミモザ湘南平塚	東真土 1-8-3	51-2250
介護付	シニアフォレスト湘南平塚	東真土 2-5-10	51-3337
住宅型	福寿ひらつか田村	田村 6-15-24	51-1187
介護付	悠悠みらい	入野 70	37-2801

介護付	ここち平塚	四之宮 2-11-37	25-1180
介護付	ニチケアセンターさがみの国湘南	四之宮 4-20-37	51-1301
住宅型	住宅型有料老人ホーム アスカ	高根 1-3-10	37-5733
介護付	介護付き有料老人ホーム エクセレント平塚	平塚 3-9-5	73-6514
介護付	ここち平塚式番館	黒部丘 12-34	30-0561
住宅型	住宅型有料老人ホームアスカ	高根 1-2-18	86-6059
住宅型	リアン平塚東真土	東真土 1-10-61	75-8625
住宅型	ココファンメディカルタウン湘南四之宮	四之宮 1-3-57	20-5535
介護付	ココファンメゾン四之宮	四之宮 1-3-66	25-5117
介護付	ココファンメゾン湘南平	万田 2-28-7	30-0343
住宅型	ココファンメゾンあさひ	万田 3-32-3	30-3033
住宅型	ココファンメゾン四之宮	四之宮 1-3-66	25-5117
住宅型	住宅型有料老人ホームプルメリア	出縄 6-20	73-8102
住宅型	イリーゼ湘南ひらつか	東真土 4-11-45	51-3911
住宅型	ブルーリボン平塚	東中原 1-2-32	37-3232
住宅型	クローバーライフ平塚	東八幡 2-4-8	71-6416
住宅型	有料老人ホーム ハピネス菜の花の里	東真土 2-5-9	51-6112
住宅型	ファミリー・ホスピス四之宮ハウス	四之宮 2-23-19	20-9029
住宅型	有料老人ホーム ハピネスあんずの里	立野町 42-3	75-8277
住宅型	住宅型有料老人ホーム オズドアー平塚	中堂 6-5	63-3111
住宅型	サンホーム湘南新町	新町 5-45	74-5602
住宅型	サンホーム湘南真土	東真土 3-1-10	51-1112
住宅型	住宅型有料老人ホーム 優和	万田 2-21-19	72-7295
住宅型	住宅型有料老人ホームアスカ片岡	片岡 734-3	79-5947
住宅型	ひらつか療養センター	老松町 16-13	27-1161
住宅型	有料老人ホーム ハピネスかんなの里	四之宮 2-4-3	71-6326
住宅型	住宅型有料老人ホームグランアスカ松風	松風町 9-17	20-9760
住宅型	住宅型有料老人ホーム 優和 長持住宅	長持 555-4	20-9945
介護付	ひらつか悠生苑	徳延 3 22 65	36-1717
介護付	ビータスホーム	御殿 4-1-33	35-1122
住宅型	有料老人ホーム ハピネスしおんの里	徳延 1 8 61	75-8602
住宅型	住宅型有料老人ホームHIBISU平塚	横内 2012-1	79-9251
住宅型	ケアレジデンス平塚	入野 321-1	72-7685
住宅型	医心館 平塚	宮の前 11-24	86-3067

## 5 サービス付き高齢者向け住宅

バリアフリー構造等を有し、介護・医療と連携して高齢者を支援するサービスを提供する、県に登録された住宅で、入居者に状況把握サービス及び生活相談サービスを提供する施設です。

施設によっては、加えて(1)食事の提供、(2)入浴、排せつ又は食事の介護、(3)洗濯、掃除等の家事または健康管理のいずれかのサービスを受けられるところもあります。施設と入居者の契約が基本であり、家賃額、家賃等の前払金の有無をはじめ、サービス内容も施設により異なります。

申し込みは直接、各施設にしてください。

物件に関する情報

かながわ住まい・まちづくり協会( 045 - 664 - 6896 )

### 県内のサービス付き高齢者向け住宅一覧

最新の情報は、神奈川県ウェブサイト(「高齢者の方のための施設のご案内」のページ)でご確認ください。

### 市内のサービス付き高齢者向け住宅一覧(ガイドブック作成時点)

施設名	住所	事業所電話番号
リビングケア唯の家 平塚大神壱番館	大神 2-15-35	046-204-9827
リビングケア唯の家 平塚大神弐番館	大神 2-15-36	046-204-9827
昭和の里 平塚	片岡 802-1	03-6402-3393
ココファン湘南平塚弐番館	錦町 22-6	03-6431-1860
ココファンレジデンス平塚やさか	西八幡 2-17-31	03-6431-1860
ミモザ湘南平塚ライラック苑	東真土 3-8-41	03-5796-0630
ふるさとホーム平塚	東真土 1-2-30	03-6457-9801
和気ハウス平塚	東八幡 3-13-16	03-6256-0574
ココファン湘南平塚	平塚 1-2-2	03-6431-1860
ココファンリビング湘南こゆるぎ	万田 1-21-10	03-6431-1860
福寿ひらつか四之宮あさなぎ	四之宮 4-16-2	045-978-5051
れんげの郷山下	山下 3-22-43	0463-50-3465

## 6 養護老人ホーム

入所については、高齢福祉課高齢者相談支援担当( 21 - 9621)までご相談ください。市が調査を行い、福祉や医療等の専門家で構成される入所判定委員会の意見を踏まえ、入所の適否を市で判断します。

65歳以上であり、収入の少ない方(市民税の所得割が課税されていない世帯又は生活保護世帯)で、かつ、身の回りのことがたいていご自身ででき、環境上の理由で居宅において生活することが困難な方が対象の措置施設です。

施設名	住所	電話
平塚養護老人ホーム	御殿2 - 17 - 42	31 - 6979

## 7 高齢者の住まい探し相談会

内容	高齢者に向けた住まい探しの相談会を開催します。安心して入居することのできる賃貸住宅をお探しの方に、相談員がアドバイスします。 <u>(事前予約制)</u>		
対象者	賃貸住宅をお探しの方		
利用者負担	なし		
開催日程 (予定)	第1回	令和8年5月28日(木)	市役所3階318会議室
	第2回	令和8年9月24日(木)	市役所3階318会議室
	第3回	令和8年11月26日(木)	市役所3階318会議室
	第4回	令和9年2月25日(木)	市役所3階318会議室
	時間は全て13:30~16:00です。		
申請窓口	かながわ住まいまちづくり協会	045 - 664 - 6896	

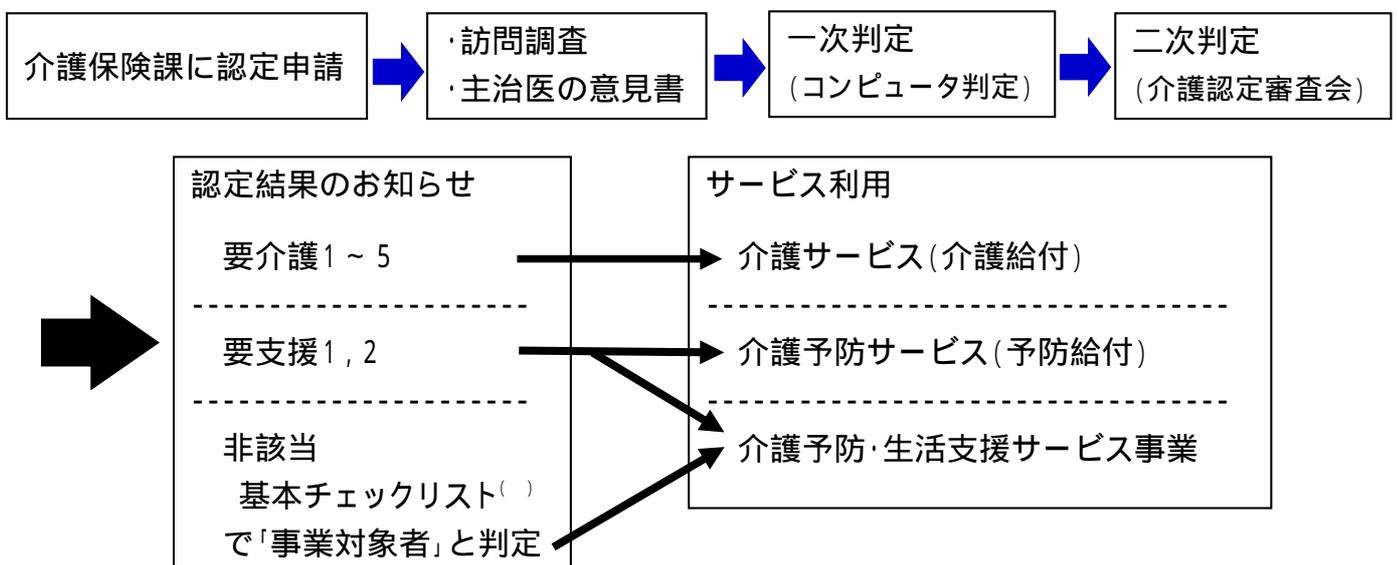


# 介護保険サービスの利用

## 介護保険制度とは

40歳以上の方全員が被保険者(加入者)として保険料を負担し、介護が必要と認定されたときに費用の一部を支払い、介護(介護予防)サービスを利用できる社会保険制度です。サービスを利用するには、「要介護(要支援)」の認定を受ける必要がありますので、介護保険課の窓口で申請してください。お住まいの地域の高齢者よろず相談センターに申請の代行を依頼することもできます。

## 介護認定の流れ



( ) 高齢者を対象に、将来的に介護が必要となるリスクを早期に発見し、介護予防サービスへ繋げることを目的として国が作成した25項目の質問票。  
高齢者よろず相談センターで実施可能で、一定の基準に該当した人は、「事業対象者」として介護予防・日常生活支援総合事業(総合事業)のサービスを利用できる。

## 介護サービスの種類と利用

介護サービスには「居宅サービス」、「地域密着型サービス」、「施設・居住サービス」があります。居宅サービス等を利用するには、居宅介護支援事業者のケアマネジャー(介護支援専門員)に「ケアプラン」の作成を依頼する必要があります。施設・居住サービスを利用するには、入所を希望する施設へ直接申し込みを行います。

また、要支援1, 2の方などが利用できる「介護予防・生活支援サービス事業」もあります。利用するには、指定介護予防支援事業者(高齢者よろず相談センターなど)に「ケアプラン」の作成を依頼する必要があります。

介護保険サービスの利用のしかたやサービスの種類(地域密着型サービス含む)など、介護保険制度に関する詳細は、介護保険課で配布している「介護保険ガイドブック」をご参照ください。

(介護保険課 21-8790 地域包括ケア推進課 20-8217)

## ケアプランの作成

介護保険の認定結果によって、相談先が異なります。

### **認定結果が「要介護1」から「要介護5」の方**

居宅サービスをご利用になる方は、サービス利用前に居宅介護支援事業者にケアプランの作成を依頼してください。施設入所を希望する方は施設にご相談ください。

### **認定結果が「要支援1」・「要支援2」の方**

介護予防サービスをご利用になる方は、サービス利用前にお近くの高齢者よろず相談センターに介護予防ケアプランの作成を依頼してください。

高齢者よろず相談センターの連絡先は、P.1～2をご覧ください。

### **認定結果が「非該当」の方や要介護(要支援)の認定を受けていない方**

「非該当」の方や要介護(要支援)の認定を受けていない方、又は上記以外の方は、お近くの高齢者よろず相談センターへご相談ください。

高齢者よろず相談センターの連絡先は、P.1～2をご覧ください。



# メ モ 欄





# メ モ 欄





令和8年度版 高齢者のためのガイドブック  
令和8年(2026年)4月1日

---

発行  
平塚市 福祉部 高齢福祉課  
〒254 - 8686  
平塚市浅間町9 - 1  
電話 0463 - 21 - 9622(直通)  
FAX 0463 - 21 - 9742

---

